法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-15

環境コンサルタントのスーパーファンド法における責任 : 免責条項に関する問題の考察を中心に

永野, 秀雄

(出版者 / Publisher)
法政大学教養部
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政大学教養部紀要
(巻 / Volume)
105
(開始ページ / Start Page)
103
(終了ページ / End Page)
127
(発行年 / Year)
1998-02
(URL)
https://doi.org/10.15002/00003610

Hosei University Repository

環境コンサルタントの スーパーファンド法における責任

——免責条項に関する問題の考察を中心に——

永　野　秀　雄

Ⅰ．問題の所在

A　はじめに

米国では，さまざまな環境問題に対処する専門家として，環境コンサルタントに対する社会的評価が高まっている。その一方で，環境コンサルタントが，専門家としていかなる法的責任を負うべきかについても議論の対象となってきた。本稿では，米国の代表的な環境法であるスーパーファンド法における環境コンサルタントの責任について検討する[1]。

この検討にあたっては，特に，環境コンサルタントの業務契約における賠償責任免除特約（indemnity; 以下，本稿では「免責条項」という。）の効力に焦点をあて，問題の所在を明らかにしたのちに，以下の順序で考察をおこなう。

まず第1に，環境コンサルタントが，スーパーファンド法において対処行為請負人である場合と，そうでない場合との責任の差異を明らかにする。そして，対処行為請負人でない場合に，エクイティ上の救済が得られるかどうかについて考察する。

第2に，スーパーファンド法において潜在的責任当事者たる者が，免責合意により同法の責任を回避しようとする場合について，同法がどのように規定し，判例によっていかに解釈されてきたかを検討する。

そして最後に，環境コンサルタントの側に故意あるいは重過失があったと判断される場合を除いては，その業務契約における免責条項の効力が肯定され，スーパーファンド法における責任を負わないとされる現状について，批判的に検討する。そしてこの専門家の責任のあり方を是正する方法として，米国の学

Hosei University Repository

説において提唱されている立法政策論を考察する。

わが国では，土壌汚染の未然防止については，水質汚濁防止法による規制があり，また，汚染された土地の浄化対策として，農用地の土壌の汚染防止等に関する法律と公害防止事業費事業者負担法があるが，あとは，環境基本法第16条に基づく土壌汚染に係る環境基準があるにすぎない。このため，農用地以外の土壌汚染について十分に対処することはできず，また，原因者が不明，不存在の場合においては，十分な法的対処方法がないといってよい現状にある。

このような状況を背景として，わが国においても土壌汚染の問題についての関心が高まるにつれ，諸外国との比較法制研究もすすみ，スーパーファンド法に関する研究の成果も急速に蓄積されつつある。しかしながら，同法における環境コンサルタントの法的責任について焦点をあてて検討した論考は，著者のみたかぎりでは存在せず，また，同法における免責条項の効力という環境行政法と環境私法とが交錯する重要な論点についても，十分な研究がなされているとは言い難い。このため，本稿におけるこれらの問題に対する検討には，十分な意義があり，かつ，我国における環境法ならびに環境政策における検討をおこなううえでも参考になる点があると考える。

B　スーパーファンド法における責任と抗弁

ここでは，まず本稿の考察の対象となるスーパーファンド法について，簡単に説明しておくことにする。

スーパーファンド法とは，1980年に包括的環境対処補償責任法（the Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980)[2] として制定され，1986年にスーパーファンド法修正・再授権法（the Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986)[3] により改正された法に対する総称である。同法は，有害物質による汚染，または汚染のおそれがある地域の中で特に危険が大きい地域について，連邦政府の主導により浄化事業をおこない，人々の健康と環境の保全を図ろうとするものである。この法律がスーパーファンド法と呼ばれているのは，連邦政府自ら汚染施設を浄化する巨額の基金（スーパーファンド）を有することに由来している。本稿では，現行法全体に言及する場合はスーパーファンド法の呼称を用い，1980年法のみを指す場合にはCERCLA，1986年法のみを指す場合はSARAと呼ぶことにする。

Hosei University Repository

それでは，スーパーファンド法は，土壌汚染の責任をどのような当事者に課しているのであろうか。その主なものは，以下のとおりである。(1)船舶または汚染施設（建物または敷地）の現在の所有者または管理者，(2)有害物質を処分したときに，当該有害物資を処分した施設の所有者または管理者であった者（以下，本稿では，(1)の現時点及び(2)の処分時における所有者，管理者をあわせて，それぞれ「所有者」，「管理者」という。），(3)契約，同意またはその他の方法により，他の者が所有する施設にある有害物質の処分または処理について取り決め，または運送業者に処分または処理を手配した者（以下，本稿では「手配者」という。），(4)有害物質の放出もしくはそのおそれがあるために対処費を発生させるかもしれない処分もしくは処理施設，焼却炉，またはサイトを自ら選択し，そこへ輸送するために有害物質を引き受けた，または引き受ける者（以下，本稿では「有害物質引受者」という）。ただし，これらの責任主体に責任が課せられるのは，その処理施設等からの漏出または漏出の危険によって対処費用がかかった場合に限られる[4]。この対処費用に関する責任の性質は厳格責任であり，また，複数の責任主体が存在する場合には，判例法によって，通常は連帯責任を課すものであると解釈されている。

このような厳しい責任法理の中で，同法は，いくつかの抗弁を 107 条(b)項[5]において規定している。そこでは，(1)不可抗力，(2)戦争，(3)被告の従業員，代理人，もしくは被告との直接もしくは間接の契約関係に関連して生じた作為もしくは不作為に該当しない，第三者による作為または不作為で，(1)から(3)のいずれか，またはその組み合わせが有害物質の放出またはそのおそれの唯一の原因であったことを，証拠の優越によって立証することが要件とされている。

これらの抗弁のうち，しばしば(3)の第三者行為の解釈をめぐって紛争が発生し，特に現在の所有者が施設の購入時に有害物質による汚染について善意であったことを立証した場合，免責が認められるか否かが問題となっていた。この点を明らかにするため，1986 年の SARA による CERCLA 修正で同 107 条(b)項(3)号に対して実質的な修正がなされた。それは，同号の「契約関係」という用語の定義規定を 101 条(35)項[6]におき，被告が 107 条(b)項(3)号の(a)および(b)において要件とされている相当の注意を払い予防措置を講じたことに加え，以下の 3 つのうちのいずれかを証拠の優越により立証した場合には，免責されるとの抗弁を設けたのである。それは，(i)被告が汚染された施設を取得した時に，有害物質が施設に廃棄されていることを知らず，かつ，知るべき理由がなかった

Hosei University Repository

こと，(ii)被告が国庫帰属や公的収用などにより施設を取得した政府機関であること，そして，(iii)被告が相続によって施設を取得した場合である[7]。つまり，この(i)の規定によって，購入者は，所有権を取得したときに「有害物質がその施設に処分されていたことを知らず，かつ，知るべき理由がなかった」ことを証拠の優越基準によって証明すれば，免責が認められることになったのである。この免責を主張する抗弁は、善意の所有者の抗弁と呼ばれている。もっとも，汚染施設（建物または土地）の購入者たる被告が「知るべき事情がなかったこと」を証明するためには，101 条(35)項(B)号において規定されているように，「所有権取得時に，当該施設に関する以前の所有及びその利用に関してすべての適切な調査を，自らの責任を最小限とするために，善良な商業上または慣習的な実務に従っておこなわなければならない」という要件も満たす必要がある[8]。

C　不動産購入者の環境コンサルタントへの依存関係

このように，スーパーファンド法においては，土地購入者が汚染された土地の権限（title）を取得した場合，その不動産所有者としての地位にのみ基づいて，汚染浄化費用について厳格責任が課されることになる[9]。このため，土地購入者は，土地の権限を取得する前に，当該不動産が汚染されていないかどうかについて，環境に関する調査，すなわち，環境コンサルタントによる環境監査（environmental audit）をおこなう必要に迫られるのである[10]。

ここで，土地購入者が環境コンサルタントに依存する事態を具体的に考えると，以下の 3 つの場合が想定される。

その第 1 は，土地購入者は，購入した不動産が後に有害物質によって汚染されていたことが判明する事態を想定しなければならないことから，善意の所有者の抗弁[11] が立証できるようにしておく必要がある。同抗弁の立証における「善良な商業上または慣習的な実務」に従った調査が所有権取得時になされていなければならないとする要件を満たすためには，購入者は，少なくとも環境問題の専門家に相談し調査を実施させておく必要があるであろう。このように，土地購入者は，善意の所有者の抗弁を立証し，スーパーファンド法における責任を回避するために，環境コンサルタントによる監査に依存することになる。

第 2 は，土地の購入の適否に関する判断において，環境コンサルタントによる監査を必要とする。もしも，調査の結果，汚染が発見された場合には，当該

Hosei University Repository

不動産の購入自体を見合わせることもあるであろう。この意味において，不動産購入者は，単に善意の購入者として認められるため以上に，環境コンサルタントによる監査に依存することになるといえる。環境コンサルタントとしては，専門家として，このような重大な決定にかかわるのであるから，当該不動産の権限が依頼主に移転する前に，汚染が浄化責任問題に発展する可能性の程度とその責任について，十分な情報と警告を依頼主に与える必要がある。

第3に，購入対象となっている土地が汚染されていることを知りながら購入しようとする当事者にとっては，環境コンサルタントに，その汚染規模，汚染浄化に必要とされる費用などを見積もらせた上で，購入価格を決定する必要がある。このような土地購入者は，コンサルタントによる調査と積算に，大きく依存することになるのである。

D　問題の所在

上述したように，土地購入者は，土地の売買取引に伴うスーパーファンド法上のリスクを軽減するために，環境コンサルタントに大きく依存することになる。

それでは，環境コンサルタントによる環境監査等の業務になんらかの過誤があり，依頼主に予見しえない損害を被らせた場合，依頼主は，当該コンサルタントに対して，なんらかの法的責任を追求することができるのであろうか。

結論を先に言えば，特定の場合を除いて，環境コンサルタントの側に故意または重過失がないかぎり，この責任を追求することはできない。現在のところ，環境コンサルタントは，故意または重過失を除いたあらゆる適用可能性のある法的責任，すなわち，スーパーファンド法における厳格責任あるいは過失責任，専門家に課せられるコモンロー上の過失責任（negligence）や業務過誤（malpractice），さらには，コモンロー上の第三者に対する責任（common law liability to third parties）などの責任を法的に回避することが可能である。これは，後で詳しく述べるとおり，スーパーファンド法において認められている免責条項に基づく抗弁[12]により，環境コンサルタントは，通常，自らの責任を限定するために，その業務契約において免責条項と責任排除条項（disclaimers）を用いているためである。

しかし，環境コンサルタントが，故意と重過失による責任こそ負うものの，過失による責任を回避できるという法的枠組みの中では，相当の注意をもって

Hosei University Repository

その専門的業務を遂行しようとする動機を奪うことにもつながりうる。特にこのことは，環境コンサルタントの業務の性質から，公共の安全と土地取引市場との双方にとって破壊的な問題を引き起こしかねないといえる。この点については，スーパーファンド法における環境コンサルタントの責任を考察した後に，立法政策論上の課題として検討する。

II. スーパーファンド法における環境コンサルタントの責任

以下では，環境コンサルタントが，スーパーファンド法における対処行為請負人である場合と，これに該当しない場合とで，どのような責任の差異が生じるかについて検討する。

このために，まず，同法における対処行為請負人の定義とその責任についてみておきたい。

A 環境コンサルタントが対処行為請負人である場合

スーパーファンド法は，その119条(e)項[13]において，対処行為請負人（response action contractors）を次のように定義している。

すなわち，対処行為請負人とは，書面による契約あるいは合意により，以下の当事者のために汚染の除去等をおこなう者である：合衆国大統領，連邦行政機関，104条(d)項(1)号[14]の下で連邦政府と協力協定（cooperative agreements）を締結した州，潜在的責任当事者（a potentially responsible party）で122条[15]に基づく同意判決（a consent decree）により和解した者，あるいは，同法106条[16]における行政命令に基づき，ある施設から有害物質の放出（a release）または放出の危険性（a threatened release）に修復措置をおこなう対処行為請負人[17]。これを手短に言えば，対処行為請負人とは，連邦または州政府，ないしは，同意判決に和解した潜在的責任当事者に雇われてスーパーファンド法における浄化作業をおこなう請負人であると言うことができよう。

この定義の条件を満たす場合，当該請負人は119条により厳格責任を負わないという利益を享受することができる。また同条では，対処行為請負人は，過失（negligence），重過失（gross negligence），または故意的行為により有責（guilty）であるとされた場合にのみ，損害，権利侵害，および費用について責任を負うものと規定されている[18]。このため，対処行為請負人は，原告が，

Hosei University Repository

当該請負人の過失等により有害物質が放出されたこと（あるいはその危険性）を立証したときにだけ責任を負うことになる。

対処行為請負人に厳格責任が課されていないのは，議会がSARAの起草段階において，対処行為等に関して環境コンサルタントやエンジニアがその専門的知識や技術を十分に発揮できる法的枠組みを確保しようと意図したためである[19]。議会は，もしも環境コンサルタント等が厳格責任を負うことになれば，浄化に関する業務などを引き受けない可能性があることに配慮したといえるであろう[20]。また，議会は，環境コンサルタントに厳格責任を課す法的枠組みを採用した場合に，これに対応する保険を得ることができなくなる可能性があることを，特に問題視していたようである[21]。

B　環境コンサルタントが対処行為請負人でない場合

1.　厳格責任に対する2つの対応

もしも，環境設計（environmental design）や環境修復に関するサービスを提供するコンサルタントが，対処行為請負人たる要件を満たしていない場合には，107条(a)項[22]の管理者，手配者，あるいは有害物質引受者という潜在的責任当事者して，厳格責任を負う可能性がある[23]。

しかし，そのような場合であっても，環境コンサルタントは，その対処費用（response costs）について，自らの寄与度に応じて課せられる金銭債務（monetary contribution）を限定あるいは回避することが，以下の2つの対応をとることによって可能となる。その第1の方法は，事前に自らの業務契約において，業務に起因する責任に関する免責条項を挿入しておくことである。第2の方法は，事後的なものであるが，求償訴訟（contribution actions）におけるいわゆるエクイティ上の救済を求めるものである。

免責条項に関する問題は，後で述べることとして，ここでは，エクイティ上の救済について検討する。

2.　エクイティ上の救済

環境コンサルタントが，対処行為請負人でない場合は，厳格責任を課せられ，他の責任当事者とともに，連帯責任を負う可能性がある。この連帯責任については，条文上の規定はないが，判例によって確立された法理となっている[24]。

しかし，環境コンサルタントのように，自らが有害物質による汚染について

Hosei University Repository

直接的に関与した者ではなく，寄与度の小さな当事者に対してスーパーファンド法による過大な責任を課すことは，正義と公平に反する場合があり得る。そこで，一部の裁判所は，寄与度の小さい責任当事者に対して全損害の責任を連帯責任として課すことを回避するためにエクイティ[25]による救済法理，すなわち，エクイティ上の抗弁を認めている[26]。

裁判所が，このエクイティ上の救済法理を適用して，寄与度の少ない当事者を連帯責任から排除する場合，あるいは対処費用全体に対して負担すべき相応の金額を決定するときに，その補足的根拠あるいは，考察すべき判断基準とされているのが，「ゴア・ファクターズ」と呼ばれているものである。この名称は，1980年当時に，上院議員であった現ゴア副大統領が，CERCLAにおける連帯責任に関する諸条項を改正するために提出した法案に由来している。同法案では，裁判所に以下に掲げる6つの判断基準（ゴア・ファクターズ）にしたがって損害の配分的帰属を判断することを認めている。

(i) 関係当事者が，有害廃棄物の放出または処分に関する自己の寄与度を他の当事者によるものから区別しうるものであることを証明できること
(ii) 関係する有害廃棄物の分量
(iii) 関係する有害廃棄物の毒性
(iv) 有害廃棄物の発生，輸送，処理，保管，廃棄についての関係当事者の関与の程度
(v) 有害廃棄物の性質を考慮に入れた上で，関係する有害廃棄物に対して関係当事者がとった注意の程度
(vi) 市民の健康または環境への損害を防ぐために当事者が連邦，州，または地域の担当官に協力した程度[27]

このゴア・ファクターズを実際に適用した判例は多いが[28]，この判断基準は，考察されるべき全ての要素を網羅したものではないとする判例や[29]，スーパーファンド法のもとにおいては，裁判所は，いくつかの要素を参考にすることもありうるし，また，ひとつの決定的に重要な要素のみを考察することもあるが，いずれにせよ，当該事実を総合的に勘案して決定されるとする考え方を示す判例もある[30]。また，数こそ少ないが，工事請負人が107条(a)項における潜在的責任当事者である場合に，この判断基準を適用した判例も存在している[31]。

その一方で，特定の法域では，スーパーファンド法における責任に対してはエクイティによる免責を認めないとする判例や[32]，同法107条に関する責任に

Hosei University Repository

ついては，同条(b)項が排他的な抗弁を規定しているとしてエクイティ上の抗弁は用いえないとする判例[33]も存在し，法域によって大きな差異が存在している。

3. エクイティ上救済に関する問題点

このように，環境コンサルタントがたとえ対処行為請負人でない場合であっても，エクイティ上の抗弁が認められる場合が存在する。しかしながら，この救済に頼ることには，2つの点で問題がある。第1に，準拠法の選択によって，エクイティによる救済を認めていない法域の法が適用される場合がある危険性が残ることである。第2は，この救済が事後的なものであり，裁判所の判断によって左右されるものであるとともに，被告たるコンサルタントによる立証に大きく依存することである。

このため，環境コンサルタントは，この解決方法の適用の有無にかかわらず，次に述べる免責条項による契約法的処理を重視することになるのである。

Ⅲ. 免責条項の意義とその法的諸問題

A 環境コンサルタントにとっての免責条項の意義

これまで見たとおり，エクイティ上の救済に依拠することの危険性を鑑みれば，環境コンサルタントがスーパーファンド法における責任を回避する最善の方法は，同法107条における潜在的責任当事者（a potentially responsible party）たることを回避するように注意深く起案された契約を用いることに尽きる。

このような業務契約において特に重要なのが，免責条項である。これを用いることで，他の契約当事者に環境浄化に関する責任，あるいは費用を転嫁することができる。しかしながら，スーパーファンド法に基づく訴訟において，免責条項によって実際に免責されるためには，様々なハードルを乗り越える必要がある。以下では，この問題について検討する[34]。

B 免責条項に関する規定とその内容の矛盾

1. スーパーファンド法における免責条項に関する規定

スーパーファンド法は，その107条(e)項において，同法における責任を他の

Hosei University Repository

当事者に移転させようとする合意，すなわち，免責合意について規定している。問題は，同項(1)号の中で2つの矛盾する内容の文章が併記されていることである。

まず，107条(e)項(1)号の最初の文章では，「このサブセクションにおける責任を負うかもしれない所有者あるいは管理者……あるいはその他の者……から，他の当事者に対して，本サブセクションにおける責任を移転させようとするあらゆる免責合意，損害塡補合意あるいは，これに類似する合意や不動産譲渡証書（conveyance）は，……無効とする。」と規定されている。しかし，これに続く第2の文章では，「このサブセクションは，本サブセクションの下における責任を，ある当事者に対して保険，損害塡補，あるいは免責しようとする合意を禁じるものではない」と規定されているのである[35]。

さらに，107条(e)項(2)号の文章は，「本サブチャプターは，……責任を負うべき所有者あるいは管理者……あるいは他の者が，代位（subrogation）あるいはその他の理由……による訴訟を提起することを妨げるものではない。」と規定している[36]。

このような規定文言から，はたして107条(e)項が免責合意を認めたものであるか否かについて，争いが生じることになった。

2. 規定文言の解釈上の争点

この107条(e)項における文言上の矛盾を解決するために，立法過程を考察しても，そこにも曖昧かつ矛盾する内容が含まれているため，同条の解釈について十分な説得力をもつ根拠とはなりえない。そして，この規定を解釈する必要に迫られた判例においても，この107条(e)項(1)号の中に，明白に矛盾する規定が併存していることが認められている[37]。

このため，実際の訴訟においては，免責する側（indemnitors）は，その責任を回避するために第1の文章を強調し，この文章の内容は，責任当事者すべてに対して積極的に責任を課そうとする同法の目的に合致するとともに，責任の移転を合意している契約を，明白に無効とする意図を明らかにしているものであると主張することになる[38]。これに対して，免責される側（indemnitees）は，第2の文章の意義を強調し，この文章の意味するところは，次の107条(e)項(2)号の規定と合致するとともに，同法の適用除外規定(saving provisions)[39]とも一致するとの主張をするのである[40]。

Hosei University Repository

3. 107条(e)項(1)号に関する判例の考察

判例は，同号の解釈について，免責条項を私的当事者間でのみ有効とする解釈と，免責条項を無効とする解釈とに，大きく分類できる。以下，それぞれについて，検討する。

まず，免責条項を私的当事者間でのみ有効であると解釈する判例を検討する。このような判断を最初に示したのが，*Mardan Corp. v. C. G. C. Music Ltd.* 判決[41]である。しかし，この判例では，その結論に至る過程で，潜在的責任当事者間でCERCLAにおける責任を契約により移転させることが，107条(e)項によって無効となるかどうかは考察されていない。むしろ有効であるという仮定にたって[42]，この契約法に関する問題を解決するために，はたして連邦法が適用されるのか，あるいは，州法が適用されるのかという準拠法の選択に関する問題が，その争点として検討されている[43]。そして，議会がはたして連邦法と州法のいずれの適用を意図していたかは不明であるとして，準拠法決定についての連邦最高裁判決[44]に基づいて，州法の適用が妥当であるとして，ニューヨーク州法を適用することで，当該免責条項の効力を認めたのである。

この判決以降，多数の裁判所は，107条(e)項(1)号が，潜在的責任当事者をも含む私的当事者間の免責合意により，スーパーファンド法における責任を移転させること，あるいは，少なくとも金銭的賠償責任について移転させることを認める一方で，政府によって提起された訴訟に関しては，その責任および金銭的賠償責任を免責しようとする合意は無効であると判断している[45]。この解釈によって認められる私的当事者間の免責条項の効力は，スーパーファンド法の執行を確保する目的からは，大きくはずれるものである。しかし，契約の自由に重点をおいて，私人間のリスク移転の合意に，より大きな価値を認めているものと言えるであろう。

しかし，多数の裁判所のように，107条(e)項(1)号が免責条項を認めるものであるとする結論は同じでありながら，異なる解釈をとる判例がある。そこでは，107条(e)項(1)号の第2の文章は，第1の文章を完全に無意味にするものであると捉え，潜在的責任当事者は，いかなる場合においても責任の移転を交渉により自由に決定することができるという解釈が示唆されている[46]。これらの判例では，107条(e)項の文言については具体的に論じられることはなく，かつ，その立法過程についても言及されていない。そして，これらの理由にかわって，同法における責任が多くの関連当事者にまで及ぶものであることを理由に，関

Hosei University Repository

連当事者は，このリスクを合意によって分散しうることを認めている。

これらの免責条項の効力を認める多数の判例に対して，異なる見解を示す判例がある。そこでは，訴訟が，政府によるものか，私人によるものかの区別なしに，107条(e)項(1)号は，潜在的責任当事者間での免責合意を認めるものではないと判断されている。そして，同号は，潜在的責任当事者が，同法における責任を回避する目的で，他の潜在的責任当事者と免責合意を締結することは許されないが，潜在的責任当事者が，同法のもとで責任を負わない者，たとえば保険会社とその損害賠償責任を移転する目的で契約することは許されると解釈するのである[47]。この考え方は，第6巡回区の地裁レベルで採用されているだけで，第6巡回区そのものは，多数の裁判所の取る見解を採用している。しかしながら，他の巡回区における裁判所が，この見解に対する支持を表明していることから[48]，訴訟当事者は，多数の裁判所が取る見解だけに依拠して免責条項を過信することは危険であると言えよう。

C　免責を受ける環境コンサルタントが潜在的責任当事者である場合の問題

免責を受ける側の当事者が，潜在的責任当事者であるか否かという区別は，免責条項の実際の効力を考える上で，重要な意味を持つ。なぜなら，前述したように，免責を受ける者が潜在的責任当事者である場合，潜在的責任当事者間の責任の移転や金銭的損害賠償責任の移転は107条(e)号(1)項において禁じられていると解釈する法域が存在するからである。

同法において潜在的責任当事者，あるいは，「該当する者（covered person）」として環境コンサルタントにもっとも適用されると思われるのは，管理者についての規定[49]と，手配者についての規定[50]である。そこで，以下では，環境コンサルタントや環境エンジニアが，この2類型に該当する場合の責任について考察することにする。

1.　管理者としての責任の回避

スーパーファンド法では，「所有者および管理者」の定義が，101条⑳項(A)号でなされている。そこでは，「施設の所有，管理，または運営に関する指揮・監督権を有していた者」と規定されているが，この「所有，管理，または運営に関する指揮・監督権」の意味については，特に定義されていない。そこで，判例法理においては，所有の事実と，管理の有無とを分けて，具体的な判断を

Hosei University Repository

おこなっている。

環境コンサルタントが，特定の施設の所有者となる事態は考えにくい。このため，環境コンサルタントやエンジニアが，環境デザインあるいは環境修復プロジェクトに参画するときに注意すべきは，スーパーファンド法における管理者としての責任を回避することであろう。そこで，これらの業務契約においては，前述の免責条項に加え，環境コンサルタントやエンジニアが当該サイトにおける行為を「管理（control）」しないこと，あるいは，「管理する権限（authority to control）」を持たないことがその規定内容の一部としてもりこまれることになる。

しかしながら，判例法理においては，実際の管理あるいは管理する権限の有無は，事実行為から判断されるので[51]，契約におけるこのような規定は，その判断のひとつの要素とはなっても決定的な意味をもつものではない。実際の業務の遂行にあたって，管理に係わることや，その権限を示唆するような行為をおこなっているか否かが，事実関係に基づいて総合的に判断されることになる。

逆に環境コンサルタントから業務の提供を受ける側からすれば，当該業務契約におけるコンサルタントの管理権に係わる規定の有無にかかわらず，実際の管理ないし管理権保持と見られる行為がコンサルタントによってなされた場合には，潜在的責任当事者として求償等を請求できる可能性があることになる。

なお，スーパーファンド法の適用のあったサイト（a Superfund site）において，エンジニアリング及び技術上のサービスをおこなっていた請負人に対して，そのサイトの所有者が費用負担（contribution）を求めた事例では，技術上の手伝いをしたにすぎないエンジニアリング会社には同法における責任は及ばないとの判断を示す判例が多い[52]。これらの判例では，エンジニアリングサービスを提供する独立の請負人（an independent engineering contractor）は，自らが当該施設の管理をおこなっていた，あるいは，少なくとも，管理する権限を持っていたと判断されることがないかぎり，責任を課せられることはないと判断されており，同法の管理者としての責任を法律上当然に（per se）負うことはないといったような法理は適用されていない。このため，同じ判断基準によって，掘削・浚渫・埋立やその他の関連する建設工事を行なったエンジニアリング会社を，管理者であるとした判例も存在している[53]。

この判断基準によって，環境コンサルタントやエンジニアリング会社が，管理者としての責任を問われ，厳格責任が課される可能性が高い場合が存在する。

Hosei University Repository

それは，環境専門家が，稼働中の，あるいは閉鎖された汚染廃棄物処分場または処理場の修復（remediate）のための業務に従事し，かつ，119条に規定された対処行為請負人に該当しない場合である。つまり，当該環境専門家が，当該サイトにおける修復行為の統括的業務をおこなう元請負人（a general contractor）として，行政機関以外の者に雇われているような場合である。統括的業務とは，当該コンサルタントが必要とされる人員を雇い，業務の品質を管理し，該当する法や規則をチェックし，必要な許可をとり，当該サイトにおける，あるいは，場外において関連する有害物質の除去，処理，といった環境修復プランを計画し，実施することを意味する。このため，実際の管理あるいは管理権限の保持の有無を判断する基準によって，容易に管理者としての地位が肯定されることになると同時に，対処行為請負人ではないため，119条における過失に基づく責任ではなく，厳格責任が適用されることになるのである。

ある判例[54]においては，清浄作業をおこなった請負人と工事管理者（a construction manager）は，有害物質が放出されたときに汚染の原因を管理する権限（authority）をもっていたと判示されている[55]。この判例において重要な点は，裁判所が注意深く「対処行為請負人」という用語を避けていることである。つまり，この判例では，請負人を雇い入れた当事者が連邦環境保護庁あるいは，州の行政機関ではなく，かつ，このような機関との和解に応じた潜在的責任当事者ではなかったために，対処行為請負人とは考えられず，スーパーファンド法における管理者としての責任を負う当事者であると判示されているのである。

2. 手配者としての責任

つぎに，環境コンサルタント等が，手配者として責任を負う可能性について検討する。この107条(a)項(3)号[56]における手配者というカテゴリーは，同法の規定する有害物質を含む廃棄物（the waste）を発生させた者のみならず，「契約，合意，あるいはその他により」そのような廃棄物の処分を手配した者も含まれる。同法に基づいて環境対処費用の求償を求める原告は，このカテゴリーに基づいて環境関係の専門的請負人からその費用負担を求めることが可能である。

ここで注意すべき点は，手配者に関する責任については，意思や，有毒物質の所有，あるいは処分施設に関する知識の立証が必要とされないていないこと

Hosei University Repository

である[57]。このため，有毒物質の処分に関係するサービスを供与しようとする環境コンサルタントやエンジニアは，その業務契約において，当該処分に関する権限を放棄することを明記するとともに，適切な免責条項を書き込むことによって，この責任を回避しようとすることになる。

また，手配者に対する責任には，因果関係の立証が必要であるが，この立証は被告が当該廃棄物の処分の決定に実質的に関与したこと，あるいは，当該有毒物質を管理する義務があったことにより証明される。このため，手配者の責任も，管理者の責任と同様に，有害物質の処分の管理あるいは管理する権限の有無が中心的争点となる[58]。

Ⅳ. 環境コンサルタントの責任についての立法政策論の検討[59]

A 現状の問題点

これまで見てきたとおり，土地購入者あるいは所有者は，土地の売買等のリスクについて，環境コンサルタントに大きく依存している。その一方，スーパーファンド法のもとでは，環境コンサルタントは，故意・重過失の場合を除き，業務契約における免責条項により自己の責任を回避できるのが現状である[60]。

このため，環境コンサルタントは，その専門的業務を遂行するときに，一般的に過失責任すら問われることがない。このことは，環境コンサルタントから，自らの専門的業務を相当の注意をもっておこなおうとする動機すら奪う可能性がある。

環境コンサルタントの業務には，高度の専門的知識と経験とが要求される。また，環境監査には，単に技術だけではなく法務あるいは財務の知識も必要とされる。しかしながら，現時点では，環境コンサルタントに対する連邦および州の正式な資格要件というものは存在していない。よって，その資格剥奪等を防ごうとするインセンティブも機能していない。

結局のところ，環境コンサルタントにとって，その業務遂行において相当の注意をはらおうとする唯一の動機となりうるのは，みずからの評判の維持だけであろう。もっとも，この評判に対する配慮も，スーパーファンド法の善意の土地購入者の抗弁の要件を満たすために，事実上，すべての商業的土地売買において環境監査が必要とされている現状においては，環境監査の需要は高く，その評判の維持というインセンティブも十分に機能するとは言い難い。

Hosei University Repository

環境コンサルタントに相当の注意義務を課すことのない事態が放置されれば，単に土地購入者等が損害を被るのみならず，有害廃棄物の有無やレベルが適切に判断されなかったり，清浄されなかったりすることで，社会全体にも被害が及ぶことになる。そこで，この問題を是正するために，何らかの立法的あるいは司法的判断による対処が必要であると思われる。

B　立法政策論

上記の問題点を解決する方策として，議会あるいは裁判所には，理論上，以下の3つの選択肢が存在しうる。

その第1は，連邦議会が，スーパーファンド法を改正して，コンサルタントにも厳格責任を課すという方法である。第2は，連邦議会，あるいは裁判所が，土地購入者と環境コンサルタントとの間で締結された免責条項を無効とすることである。この場合には，コンサルタントは，自らの過失について責任を負うことになる。そして第3が，コンサルタントが過失によって損害を引き起こしたときに，民事罰，特に実際の清浄費用を負担するよりも小額の民事上の罰金（a civil fine）を課（科）す立法を制定する方法である。

1.　厳格責任

まず，厳格責任を課す立法論について検討するが，これは，2つに分けて考えることができる。

その第1は，環境コンサルタントが，土地浄化に関する費用について，他の責任当事者と連帯して責任を負うという法システムを構築することが考えられる。しかし，これはSARA立法時に議論となったように，環境コンサルタントを結果的に環境関連事業から排除する可能性があるため，適切なものではないと言えよう。

第2は，環境コンサルタントは，自らに環境監査業務を依頼した者に対してのみ，厳格責任を負うものとする立法を制定することが考えられる。その理論構成としては，保証義務違反（breach of warranty）が適切であると思われる。環境監査を実際におこなったコンサルタントに対して，契約法上の保証責任理論（warranty theory）を適用することは，スーパーファンド法の目的に合致する。そして，不動産の購入者が，当該不動産に関する権限を取得したのちに清浄化費用を負担しなければならないような事態を防ぐとともに，公共全

Hosei University Repository

体の利益にもつながることになる。

しかしながら，この保証責任理論の適用にも問題がある。すなわち，環境コンサルタントは，①不動産取引に関する利益の分配を直接的に得るものではないため，当該不動産投資に伴うリスクを，そのまま負担させることには問題があり，②通常は不動産購入者が被った損害に対する責任を負担しうる財産的な基盤を持たず，さらに，③実際の損害が事実上際限のない性質のものであることから，厳格責任を課すことは，環境コンサルタントという専門家であることの対価が高くつきすぎることになろう。

このように考えると，環境コンサルタントに自らの専門家としての適切なインセンティブを与えるための法的メカニズムとして，厳格責任を課す立法を制定する方策は不適切であると言えよう。

2. 過失責任

それでは，過失責任基準の適用は，どのように評価しうるであろうか。

環境コンサルタントは，公的業務に携わる職業であるとともに，自らを汚染・廃棄物等の診断に特に適した専門家として位置づけている。そして，その専門的知識と技術とにより利益を得ているのであるから，他の専門家と同様に，みずからが所属する職業的専門集団において必要とされる注意義務と，そこで要求されている通常の技術の適用とに過誤があった場合には，その責任を負うべきであろう。

もしも環境コンサルタントによる専門的業務に対して過失責任基準を適用することができれば，相当の注意をもって，これらの業務を遂行しようとするインセンティブを与えることができる。

しかしながら，これまでに見てきたように，多くの裁判所は，スーパーファンド法における免責合意規定の解釈により，コンサルタントの業務契約における免責条項の効果を認めている。この解釈論を乗り越えて，コンサルタントに過失責任を課すためには，当該免責合意自体を，手続的無効（void pro forma）とする法理を適用することが理論的には可能である[61]。この場合の理論構成は，ふたとおりある。

その第1の方法は，裁判所が，当該免責条項を，契約当事者により実質的に合意されていなかったと判断して無効とする方法である。他の専門家の事例においては，その契約約款で免責条項があったとしても，裁判所は過失責任を課

Hosei University Repository

すことがある[62]。つまり，標準約款を用いる契約において，交渉による変更がないような条項に関しては，一方の契約当事者にとってその結果の予想が不可能であり，かつ，公共の利益に反する場合には，無効とされうるのである。しかしながら，この理論の適用を主張して，免責条項の効力を否定しうる可能性は，ほとんどないものと思われる。なぜならば，全てのコンサルタントの業務契約において免責条項がはっきりと書かれており，環境問題の重要性があきらかな現状においては，この免責条項の意義と効果を知らずして契約を締結したとの主張が，裁判所により認められるとは考えにくいからである。

第2の方法として，非良心性の原則（the unconscionable doctrine）を用いて，環境コンサルタントの免責条項を否定する主張をおこなうことができよう。不動産購入者は，本原則に基づいて，環境コンサルタント業界が免責条項を要求している慣行は，契約条件についての選択の可能性をなくすものであると主張しうるであろう[63]。しかし，この原則を適用してきた判例では，通常，この購入者に該当する者が，当該事項について十分な知識を持っていないことが要件とされている。この一点で，非良心性の原則は，典型的なスーパーファンド法に基づく訴訟に適用することが困難となる。なぜなら，多くの商業的不動産購入者は，このことについて，十分な知識を備えていると考えられるためである。もっとも，コンサルタントの側に重過失（gross negligence）がある場合には，このような免責条項は無効となる。いかなる契約当事者も，重大な過失について免責することは，公共政策に反することとされているので[64]，そのような免責を求めることはできないからである。

3. 民事罰

これまで述べてきたように，厳格責任あるいは過失責任のいずれの場合も，環境コンサルタントに過大な責任を課す可能性がある。このことは，この専門的職業に従事する者に対して，あまりにも大きなリスクを課すことになる。確かに環境コンサルタントに，相当の注意をもって業務を遂行させるためのインセンティブを持たせることは重要ではあるが，その一方で，なんらかの責任の限定を設けることも必要であろう。

このことから，立法論として，議会が過失あるコンサルタントに対して民事上の罰金を課すようにすれば，不動産市場において環境コンサルタントの過誤によって引き起こされる諸問題をかなりの面で排除しうるとともに，コンサル

Hosei University Repository

タントに過度の責任を負わせることもないという，両方の目的が達成しうると考えられる。

もしも連邦議会がコンサルタントに民事上の罰金を課すべきではないと考えるようであれば，これに代替する方法もありうる。まず，連邦議会が立法により，この職業をライセンス化することが考えられる。このような立法により適切な業務遂行基準を設定すれば，環境コンサルタントは，当該ライセンスを維持するために，相当の注意をもって業務をおこなうようになるであろう。その場合は，資格上の義務遂行違反についての申立が，コンサルタントの業務により被害を受けた依頼主によりなされ，かつ，それが行政機関の裁定によって判断されるという制度を定立することになろう。

しかしながら，このような制度においては，当該依頼主には，この申立をおこなうことによって得られる直接的な利益がないため，申立に対するインセンティブがほとんど働かないことになる。この問題を解決するためには，コンサルタントに民事上の罰金を課し，これを当該申立をおこなった依頼者に対して支払う方式をとれば，十分に機能するシステムとなろう。罰金の額は，過失あるコンサルタント業務を十分に抑止しうるものであると同時に，依頼主に申立のインセンティブを十分に与える金額に設定されるべきである。

このような制度の下で，コンサルタントは，この民事上の罰金に対する保険を購入することができようが，それでもライセンス維持のインセンティブを失うことにはならないであろう。また，コンサルタントが，そのような罰金を支払う財産的基礎を満たすために，立法により，コンサルタントがボンドにより保証されるような要件を課すこともできるであろう。

V. 最後に

本稿では，スーパーファンド法における環境コンサルタントの責任について，特にその業務契約における免責条項の効力に焦点をあてて検討した。

そして，特定の場合を除いて，コンサルタントの業務契約における免責条項の効力が認められることから，専門家責任としての法的枠組みに問題があることを指摘するとともに，これに対応する立法政策も合わせて考察した。

わが国においては，スーパーファンド法のような土壌汚染についての包括的な立法こそ存在しないものの，環境コンサルタントやエンジニアの果たす役割

Hosei University Repository

の重要性にかわりはない。今後は，わが国におけるこれらの環境専門家の民法における責任の問題を，専門家による債務不履行の免責あるいは瑕疵担保責任の免責，さらには，これに伴う約款論の問題を中心に研究していく所存である。

《注》

（1） 本稿における記述は，以下の文献を参照した。Daniel R. Avery, *Enforcing Environmental Indemnification Against a Settling Party Under CERCLA*, 23 SETON HALL L. REV. 872 (1993); Thaddeus Bereday, *Notes—Contractual Transfers of Liability under CERCLA Section 107(e)(1) : For Enforcement of Private Risk Allocations in Real Property Transactions*—, 43 CASE W. RES. L. REV. 161 (1992); Stephanie Pullen Brown, *Indemnification in CERCLA cases—What kinds of indemnification are available? And When are they worth pursuing?*, 42 PRAC. LAW. 57 (July, 1996); Brian O. Dolan, *Misconception of Contractual Indemnification against CERCLA Liability: Judicial Abrogation of the Freedom to Contract*, 42 CATH. U. L. REV. 179 (1992); Douglas A. Henderson, *Environmental Liability and the Laws of Contracts*, 50 BUS. LAW. 183 (1994); Alfred R. Light, *Antidote or Asymptote to Contribution : Non-Contractual Indemnity under CERCLA*, 21 ENVTL. L. 321 (1991); Lisl E. Miller, *Indemnification Agreements Under CERCLA*, 23 Envtl. L. 333 (1993); Paula M. Potoczak, *The Independent Engineering Contractor and Superfund Liability*, 9 NAT. RESOURCES & ENV'T 54 (Spring, 1995); Joseph A. Sevack, *Note—Passing the Big Bucks: Contractual Transfers of Liability Between Potentially Responsible Parties Under CERCLA*, 75 MINN. L. REV. 1571 (1991); James W. Spertus, *Holding Environmental Consultants Liable for Their Negligence : A Proposal for Change*, 64 S. CAL. L. REV. 1143 (1991) [hereinafter *Proposal*]; James B. Witkin, *Environmental Consulting Contracts*, 5 PROB. & PROP. 58 (Jan-Feb, 1991).

なお，邦語文献としては，加藤一郎・森島昭夫・大塚直・柳憲一郎監修，安田火災海上保険㈱・㈱安田総合研究所編集『土壌汚染と企業の責任』（有斐閣，1996年），東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法（米国編）』（有斐閣，1992年），阿部満「汚染不動産取引における売主の開示義務と買主の調査義務—米国連邦法・州法の展開を手がかりに—」都法36巻1号91頁（1995年），大塚直「米国のスーパーファンド法の現状とわが国への示唆（1），（2），（3），（4・完）」NBL 562号26頁，563号61頁，568号65頁，569号56頁（1995年），小川晃範「米国スーパーファンド法の現状」環境研究88号154頁（1992年），志田慎太郎「米国における土壌・地下水汚染の浄化対策」環境研究104号58頁（1996年），信澤久美子「環境汚染に関する融資者の責任—米国スーパーファンド法を中心に—」大学院研究年報（中央大学）23号53頁（1994年），由喜門眞治「土壌汚染における浄化責任システム」神戸43巻1号251頁（1993年）を参照した。

（2） Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980 (CERCLA), Pub. L. No. 96-510, 94 Stat. 2767 (codified as amended at

Hosei University Repository

42 U. S. C. §§ 9601-9675 (1994)).

(3) Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986 (SARA), Pub. L. No. 99-499, 100 Stat. 1613 (1986) (codified in scattered sections within 42 U. S. C. §§ 9601-9675 (1994)).

(4) *See* 42 U. S. C. § 9607(a)(1994).

(5) 42 U. S. C. § 9607(b)(1994).

(6) 42 U. S. C. § 9601(35)(1994).

(7) *See* 42 U. S. C. § 9601(35)(A)(1994).

(8) *See* 42 U. S. C. § 9601(35)(B)(1994).

(9) *See, e. g.,* New York v. Shore Realty Corp., 759 F. 2d 1032, 1043-44 (2d Cir. 1985); United States v. Parsons, 723 F. Supp. 757, 761 (N. D. Ga. 1989); FMC Corp. v. Northern Pump Co., 668 F. Supp. 1285, 1289 (D. Minn. 1987).

(10) 環境監査という用語は，企業等で自社の環境法遵守状況を調査することなどの，さまざまな意味に用いられているが，ここでは，不動産の購入前におこなわれる環境調査の意味で用いる。この監査は第1段階（現場調査前の公開情報入手），第2段階（現場における調査），そして第3段階（土壌，水，大気のサンプリング，その他徹底した調査）まであり，費用の点から見て汚染の兆候もないのに第3段階にまで進むことは考えられない。したがって，どこまでやれば善意の土地所有者の抗弁が立証されるかが問題となる。判例が，個別の事情に基づく総合的判断方法を示唆していることもあって，現時点での判例では，これらの3段階の環境調査類型にそった判断基準を打ち立てるまでに至っていない。ある判例においては，環境コンサルタントがかなりのレベルの環境監査を実施したにもかかわらず，後に訴訟の対象となった有害物質による汚染を当該監査により指摘していなかった事例について，具体的事実の検討をおこなうことなしに，法的考察だけによる判断を下すことはできないと判示している（*See* Dayton Hudson Co. v. Cardinal Ind. Inc., 1996 U. S. Dist. LEXIS 13233 (E. D. Ill. 1996), at 31-32.)。しかし，現時点（1997年9月）では，事実的判断に基づいて環境コンサルタントによる環境監査に対する責任を，スーパーファンド法における専門家の問題として直接的に判断した事例は見あたらないように思われる。

(11) *See* 42 U. S. C. § 9601(35)(A)(i)(1994).

(12) *See* 42 U. S. C. § 9607(e)(1)(1994).

(13) 42 U. S. C. § 9619(e)(1994).

(14) 42 U. S. C. § 9604(d)(1)(1994).

(15) 42 U. S. C. § 9622 (1994).

(16) 42 U. S. C. § 9606 (1994).

(17) *See* 42 U. S. C. § 9619(e)(1) and (2)(1994).

(18) *See* 42 U. S. C. § 9619(a)(1) and (2)(1994).

(19) *See, e. g.,* 132 Cong. Rec. H. 9574 (daily ed. Oct. 8, 1986) (statement of Rep. Snyder); 132 Cong. Rec. H. 9581 (daily ed. Oct. 8, 1986) (statement of Rep. Glickman).

(20) *See* 132 Cong. Rec. H. 9581 (daily ed. Oct. 8, 1986) (statement of Rep. Glickman).

Hosei University Repository

(21) *See* 132 CONG. REC. S. 14901 (daily ed. Oct. 8, 1986) (statement of Sen. Stafford).

(22) 42 U.S.C § 9607(a)(1994).

(23) 環境コンサルタントが潜在的責任当事者として厳格責任を負う可能性については，「Ⅲ.C. 免責を受ける環境コンサルタントが潜在的責任当事者である場合」において考察する。

(24) *See* United States v. Chem-Dyne Corp., 572 F. Supp. 802 (S. D. Ohio 1983).

(25) なぜここでエクイティが登場するかと言えば，コモンローの歴史的展開の過程においては，共同不法行為者のうちの1人が原告の請求について弁済したときに，他の共同不法行為者に対する求償が認められていなかったためである（*See* Merrywether v. Nixan, 101 Eng. Rep. 1337 (1799)）。しかし，このコモンローにおける法理は，正義と公平に一致しないとの批判を多く生み，特定の条件が満たされた場合には，エクイティ上の救済を認める法理が発展した。しかし，米国では1970年代に至るまで，9つの法域を除く全ての法域において従来のコモンローにおける求償を認めない法理が適用されていたのであって（W. PAGE KEETON ET AL., PROSSER AND KEETON ON THE LAW OF TORTS at 337 (5 th ed. 1984)），このエクイティによる救済法理の展開は，1970年代初頭から拡大していったものである。

(26) *See* U. S. v. Conservation Chemical, 619 F. Supp. 162 (W. D. Mo. 1985).

(27) *See* H. R. Rep. No. 253, 99th Cong., 1st Sess. 19, reprinted in 1986 U.S.C.C.A. N. 2835, 3042.

(28) *See, e. g.*, Amoco Oil Co. v. Dingwell, 690 F. Supp. 78, 86 (D. Me. 1988), *aff'd sub nom* Travelers Indem. Co. v. Dingwell, 884 F. 2d 629 (1st Cir. 1989); United States v. A & F Materials Co., 578 F. Supp. 1249, 1256 (S. D. Ill. 1984).

(29) *See* Environmental Trasp. Sys. Inc. v. Ensco, Inc., 969 F. 2d 503, 509 (7th Cir. 1992).

(30) *See* Hatco Corp. v. W. R. Grace & Co.-Conn., 836 F. Supp. 1049, 1090 (D. N. J. 1993).

(31) *See* Danella v. Southwestern Bell Telephone, 775 F. Supp. 1227 (E. D. Mo.), *aff'd*, 978 F. 2d 1263 (8th Cir. 1992).

(32) *See e. g.*, United States v. Cannons Engineering Corp., 720 F. Supp. 1027, 1051 (D. Mass. 1989), *aff'd*, 899 F. 2d 79 (1st Cir. 1990).

(33) Versatile Metals, Inc. v. Union Corp., 693 F. Supp. 1563 (E. D. Pa. 1988).

(34) このスーパーファンド法に直接かかわる問題の他，特に州法における免責条項に対する判例法には注意を要する。なぜならば，同じ内容の免責条項であっても，裁判所によっては，免責（indemnity），義務の免除（release），あるいは，危険引受（assumption）という，それぞれの効果がことなる判断がなされる可能性があるためである。さらに，裁判所は，解釈の対象を免責条項に限定せずに，当事者の合意の内容を確定するために契約全体を解釈する場合もある。*See, e. g.*, Hatco Corp. v. W. R. Grace & Co.-Conn., 59 F. 3d 400, 405-407 (3rd Cir. 1995). このため，環境コンサルタントの業務契約における定型化された免責条項が，あらゆる法域において同一の効力をもつと考えるのは，誤りである。

Hosei University Repository

(35) *See* 42 U. S. C. § 9607(e)(1)(1994).

(36) *See* 42 U. S. C. § 9607(e)(2)(1994).

(37) *See, e. g.*, Mardan Corp. v. C. G. C. Music Ltd., 804 F. 2d 1454, 1460 (9th Cir. 1986); Olin Corp. v. Consol. Aluminum Corp., 807 F. Supp. 1133, 1137 (S.D.N.Y. 1992), *aff'd in part, vacated in part*, 5 F. 3d 10 (2d Cir. 1993).

(38) *See, e. g.*, Harley-Davidson Inc. v. Minstar Inc., 41 F. 3d 341, 342 (7th Cir. 1994), *cert. denied*, 115 S. Ct. 1401 (1995).

(39) *See* 42 U. S. C. § 9652(d)(1994).

(40) *See, e. g.*, CPC Int'l, Inc. v. Aerojet-General Corp., 759 F. Supp. 1269, 1282 (W. D. Mich. 1991), *reh'g denied*, United States v. Cordova Chemical of Michigan, 1991 U. S. Dist. LEXIS 4183, 21 Envtl. L. Rep. (Envtl. L. Inst.) 20805 (W. D. Mich. 1991).

(41) 804 F. 2d 1454 (9th Cir. 1986).

(42) *Id.* at 1458.

(43) 他の契約法に関する諸問題と同じく，準拠法の決定は免責条項の解釈に大きく影響する。一般的に裁判所は，この判例に見られるように，スーパーファンド法の下での対処費用に関する免責条項を解釈する場合に，州法に基づいた解釈をおこなう（*See, e. g.*, Beazer East, Inc. v. Mead Corp., 34 F. 3d 206, 214 (3d Cir. 1994), *cert. denied*, 115 S. Ct. 1696 (1995)）。また，たとえ，そのような免責条項に関する解釈について，州法ではなく，連邦コモンローを肯定して，これに依拠する裁判所であっても，当該連邦法の内容を判断するために，州法を参照するからである。

(44) United Sates v. Kimbell Foods, 440 U. S. 715 (1979).

(45) *See, e. g.*, Hatco Corp. v. W. R. Grace & Co.-Conn., 59 F. 3d 400, 404 (3rd Cir. 1995); Jones-Hamilton v. Beazer Material and Services, Inc., 973 F. 2d 688, 692 (9th Cir. 1992).

(46) *See, e. g.*, Marmon Group, Inc. v. Rexnord, 822 F. 2d 31 (7th Cir. 1987); Versatile Metals, Inc. v. Union Corp., 693 F. Supp. 1563 (E. D. Pa. 1988).

(47) *See, e. g.*, AM Int'l, Inc. v. Int'l Forging Equip., 743 F. Supp. 525, 529 (N. D. Ohio 1990), *aff'd in part, rev'd in part*, 982 F. 2d 989 (6th Cir. 1993).

(48) *See, e. g.*, Harley-Davidson Inc. v. Minstar Inc., 41 F. 3d 341, 342 (7th Cir. 1994), *cert. denied*, 115 S. Ct. 1401 (1995).

(49) *See* 42 U. S. C. § 9607(a)(2)(1994).

(50) *See* 42 U. S. C. § 9607(a)(3)(1994).

(51) なぜなら，この管理あるいは管理権限の保持という基準は，不法行為法上の使用者責任の法理において発展したものであるためである。この管理権限の保持に関する使用者責任法理については，拙稿「『使用従属関係論』の法的根拠―民法715条・716条における被用者概念と『請負人』概念の日米比較法的検討」金子征史編著『労働条件をめぐる現代的課題』（法政大学出版局，平9）159頁以下を参照のこと。

(52) *See* Edward Hines Lumber Co. v. Vulcan Material Co., 861 F. 2d 153 (7th Cir. 1988); City of North Miami v. Berger, 828 F. Supp. 401 (E. D. Va. 1993); Nurad,

Hosei University Repository

Inc. v. William Hooper & Sons Co., 966 F. 2d 837 (4th Cir.), *cert.dinied sub non* Mumav v. Nurad, Inc., 113 S. Ct. 377 (1992).

(53) *See* Kaiser Aluminum v. Cattelus Development Corp., 976 F. 2d 1338 (9th Cir. 1992).

(54) Ganton Technologies, Inc. v. Quadion Corp., 834 F. Supp. 1018 (N. D. Ill. 1993).

(55) *Id.*, at 1022.

(56) 42 U. S. C. § 9607(a)(3)(1994).

(57) *See* Cadillac Fairview Inc. v. United States, 41 F. 3d 562 (9th Cir. 1994); Jones-Hamilton v. Beazer Material and Services, Inc., 973 F. 2d 688, 694-95 (9th Cir. 1992); Pierson Sand & Gravel, Inc. v. Pierson Township, 851 F. Supp. 850 (W. D. Mich. 1994).

(58) *See* General Electric Co. v. AAMCO Transmissions, Inc., 962 F. 2d 281 (2d Cir. 1992); United States v. Fleet Factors Corp., 821 F. Supp. 707 (S. D. Ga. 1993); City of North Miami v. Berger, 828 F. Supp. 401, 414 (E. D. Va. 1993).

(59) ここにおける立法論についての議論は，*Proposal* 論文に大きく依拠している。

(60) もしも，コンサルタントの業務契約の中に免責条項がない場合には，コモンロー上の過失による不実表示（negligent misrepresentation）などによっても，その損害賠償を請求することができる。しかし，現実的には，ほとんどあり得ないと思われるので，考察の対象から除く。

(61) なお，ここで参照している *Proposal* 論文では，過失責任を回避しようとする免責条項の効力を否定するための解釈論についてだけ検討を加えているが，筆者は，立法論による解決も可能であり，考察に値する問題であると考える。その場合の立法論としては，大きく分けて2つの方法があろう。その第1は，①スーパーファンド法107条(e)項の免責合意に関する不明確な規定を改正し，同法における潜在的責任当事者間においては，それが商事取引であったとしても，当事者の過失によって引き起こされた損害賠償責任を契約上の合意によって移転させることはできないものとし，②この免責合意の解釈に関する準拠法の問題については，同規定が州法およびそのコモンローを専占するものであることを明らかにし，③過失に起因する損害賠償の負担については，ゴア・ファクターに加え，コンサルタントや他の独立の請負人については，その損害の寄与度を勘案するときに，当該請負額を重点的判断要素とすればよいとする内容の改正をおこなうことが考えられる。この立法論に対しては，商事取引における交渉の対等性から，リスクの移転を禁じることは契約自由の原則に反するとともに，合衆国憲法の規定にも抵触するとの反対もあろうが，(i)環境監査の需要が高く，その標準約款における免責条項を，一方的に依頼主に受け入れさせることができる現状では，交渉における対等性は十分な理由とはならず，(ii)公共の安全と環境問題の重要性から，この程度の契約自由の原則に対する制限は，承認されてもしかるべきであると考える。もう一つの立法論は，連邦レベルにおいて，環境コンサルタントの資格をライセンス化し，その公的標準約款において，過失にもとづく損害賠償責任に，請負金額に相応させた責任限度額（cap）を設け，さらにこれとボンド制をリンクさせるというものである。この方策は，非常に現実的であるとともに，環境コンサル

Hosei University Repository

タントの技術と社会的地位とを向上させるものであると考える。

(62) Bosnor v. Tug L. A. Barrios, 796 F. 2d 776 (5th Cir. 1986).

(63) これまでに多くの裁判所が，この非良心性原則に基づき契約を無効としてきた。契約法（第2次）リステイトメント第208条（RESTATEMENT (SECOND) OF CONTRACTS § 208 (1981)）は，もしも契約あるいは特定の条項が非良心的である場合には，裁判所は，当該契約全体，あるいは，その一部の適用を拒否しえると規定している。土地の売買契約であっても，この原則が適用される可能性はある。

(64) *See, e. g.*, Todd Shipyards Corp. v. Turbine Serv., Inc., 467 F. Supp. 1257, 1298 (E. D. La. 1978), *modified*, 674 F. 2d 401 (5th Cir.), *cert. denied*, 459 U. S. 1036 (1982).